

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
日高村	沖名地区 (長崎、馬越、宮谷、北込山、猿田、戸梶、南込山、洪川、石田、大川内、田福)	2024年6月20日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	42.19ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	24.85ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	20.97ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8.71ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.58ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	1.5ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当地域は水稻を中心に耕作が行われており、集落営農組織による活動も行われている。しかしながら、集落営農組織の高齢化や後継者不足が課題となっており、新たな農地の受け手の確保が必要となってくる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落営農組織を中心にスマート農業を進め効率化を図り、後継者不足が懸念される農地の集約・集積化を進める。

水稻を経営する中心経営体に、農地の引受意向が強いいため、管内の農地で水田利用となっている土地について、集約を行い作付けの転換を図る。

その他水田農業の経営地については、現状の経営を維持しつつ、高齢化などにより耕作が難しくなった土地について、施設園芸や路地野菜への転換など、状況に応じて中心経営体に集約を行う。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	0.40 ha	水稻	0.40 ha	
	B	水稻・オクラ	0.70 ha	水稻・オクラ	0.80 ha	
認農法	C	水稻	14.50 ha	水稻	16.00 ha	
			ha		ha	
計	3人		15.60 ha		17.20 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

当地区は、主に水稻を中心に耕作が行われており、多面的機能支払交付金の活用や集落営農組織による集約化が一定すすんでいる地域である。しかしながら、集落営農組織の高齢化や人材不足も懸念されており、ドローンを導入し防除に取り組む等のスマート農業化を進めていく。また、地域の新規就農者を中心とし、オクラや生姜等の露地野菜への転換を行い、地域が一体となり農地の維持・集約を進めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(ha)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	沖名994番 他		14.5	
	計	0	14.5	

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。